

7.1.6 陸域生態系

1) カンムリワシ

カンムリワシに係る環境保全措置は、表-7.1.6(1)に示すとおりである。

表-7.1.6(1) 陸域生態系（カンムリワシ）に係る環境保全措置（その1）

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	・通行車両によるロードキル等の影響を回避・低減するため、動物が横断することを車両運転者に知らせる注意看板を設置する。	
効果	・注意看板を設置し、ロードキルの影響を低減するとともに、運転者に減速を喚起することにより、道路交通騒音を低減するとともに、餌生物の生息状況に及ぼす影響が低減され、カンムリワシの沿道の採餌場の利用に及ぼす影響は低減される。	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	・当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。	
効果の不確実性の程度	・注意看板の設置により運転者に減速・注意を喚起することで環境保全措置の効果が期待できる。	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	・実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—